◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３４０号（H28. 3. 4）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．　　重大事故等情報＝６件（２月２６日～３月３日分）
（１）乗合バスの車内事故
（２）法人タクシーの転覆事故
（３）法人タクシーの衝突事故
（４）トラックの衝突事故①
（５）トラックの衝突事故②
（６）トラックの衝突事故③
２．デファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい！【新着情報】
３．株式会社イーエスピーの貸切バス事業許可の取消処分を行いました（関東運輸局発）
４．スプリング式補助ブレーキを戻し忘れないように！
５．事業用バスの車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について
６．トラックの資材ボックスは確実に取り付けましょう！（北陸信越運輸局発）
７．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
８．軽井沢スキーバス事故を受けた対策について
９．乗合・乗用・自家用有償の安全確保の徹底について
１０．「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置しました
１１．バス運転者の健康起因事故防止の徹底について
１２．貸切バスに対する街頭監査の実施結果について【更新】
１３．貸切バスの安全確保の徹底について
１４．バスの車両火災事故防止の徹底について
１５．事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について
１６．降積雪期における輸送の安全確保の徹底について

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【１．　重大事故等情報＝６件】（２月２６日～３月３日分）

（１）乗合バスの車内事故

３月１日（月）午後５時４０分頃、神奈川県の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客３４名を乗せて運行中、前方の車両が急ブレーキを踏んだため、

衝突を避けようとブレーキを踏んだところ、体勢を崩した乗客が他の乗客１名にぶつかったことにより、つり革を握っていた右腕の上腕部を骨折する重傷を負った。

（２）法人タクシーの転覆事故
２月２９日（月）午後１１時３０分頃、大阪府の国道において、府内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、側道から本線に向け合流しようとしたところ、分離帯に接触し転覆した。
この事故による負傷者はなし。
事故は、タクシーが本線への合流のため加速し、慌ててハンドルを右に操作したことから右側の分離帯に接触した模様。

（３）法人タクシーの衝突事故
３月２日（水）午前１１月４３分頃、茨城県の県道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、右方向から進入してきたワゴン車が、タクシーの右側面に衝突した。
この事故により、タクシーの運転者が死亡、乗客が重傷を負い、ワゴン車の運転者が軽傷を負った。
事故は、信号機のある交差点において、ワゴン車が赤信号を無視して交差点に進入した模様。

（４）トラックの衝突事故①
２月２９日（月）午前６時１５分頃、埼玉県の国道において、東京都に営業所を置くトラック（ダンプ車）が運行中、側道から国道に合流しようとした際、軽自動車に追突し、このはずみで玉突き衝突となり、合計９台の関係する多重事故となった。
この事故により、２名が重傷を負い、１１名が軽傷を負った。

（５）トラックの衝突事故②
２月２９日（月）午前７時５５分頃、北海道の市道交差点において、道内に営業所を置くトラック（タンク車）が運行中、赤信号で停止していた別のトラック（タンク車）に追突し、双方の車両から積載していた灯油が流出した。
この事故により、追突したタンク車の運転者が軽傷を負った。
事故当時、現場は暴風雪により著しく視界が悪いホワイトアウトの状態であったとのこと。

（６）トラックの衝突事故③
３月１日（火）午後２時１５分頃、静岡県の市道において、同県に営業所を置くトラック（タンク車）が運行中、信号待ちをしていた車列に衝突し、乗用車など１３台が関係する事故となった。

この事故により、１８名が軽傷を負った。
トラックの運転者は、事故現場の下り坂で停止しようとブレーキを踏んだがペダルが踏めなかったと話しており、停止していた車列の中央を進んだ模様。

上記６件の死傷者数計：死亡１名、重傷４名、軽傷３１名（速報値）

◇◇◇

国土交通省関東運輸局は、平成２８年１月１５日に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、当該バスを運行していた株式会社イーエスピーに対し、平成２８年２月１９日付けで道路運送法第４０条の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業の許可の取消処分を行いましたのでお知らせします。

（参考）
１．事業者の氏名及び住所
事業者名：株式会社イーエスピー
東京都羽村市富士見平２－１－５
代表者：髙橋　美作

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1602/0219/k1_p160219.pdf

◇◇◇

上記の内容は、平成２８年２月１９日付けで、公益社団法人日本バス協会等に対し、通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001119907.pdf

◇◇◇

今般、北陸信越運輸局等において当該事業者に対し調査を実施したところ、資材ボックスが老朽化したことにより事故の数ヶ月前に交換されており、新しい資材ボックスは、新車架装時とは異なる方法により取り付けられていたこと、また、資材ボックスには常時１００kg程度の木材が積載されていたことが判明しました。

ついては、同種事故の再発防止を図るため、関係事業者におかれましては下記の事項について早急に周知徹底を行い、貨物輸送の安全確保に努められるようお願いします。

記

１．車体へ装着されている資材ボックス等構造物の確実な取付けについて点検すること。その際、不良箇所等が発見された場合は早急に対策を講じること。

２．資材ボックス等の使用については、使用する物品に応じた構造とし、その機能の維持に関して適切に管理すること。

３．積載物等が走行中に荷崩れ等により落下しないように、適切、かつ、確実な固縛等を行うこと。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/car/pdf/h280217annzenkakuhotuutatu.pdf

◇◇◇

〔タンク車の追突事故（愛知県犬山市）〕

※詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000228.html

◇◇◇

区分にかかる運転経験が十分でない場合には、必要に応じ、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

３　その際、添乗等による指導のほか、参加・体験・実践型の指導及び監督の手法や、自動車安全運転センターや自動車教習所等の外部の専門的機関を積極的に活用するよう努めるとともに、「指導及び監督の実施マニュアル」（平成２４年３月発行）を活用し、実効性のある指導・監督を実施すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118206.pdf

◆貸切バスの安全確保の再徹底について
軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省は、全国の地方運輸局等において、貸切バスの出発時における街頭監査を緊急的に実施しているところです。
１月２９日現在、全国１７カ所で監査を実施し、監査車両９６台のうち４５台に、法令違反又は法令違反の疑いが確認されています。これらの多くは、乗務員の過労運転防止のための遵守事項のチェックのために定められている運行指示書の記載不備、あるいは車内表示の不備等、いずれも基本的遵守事項であり、事故の再発防止の取り組みが行われている最中にもかかわらず、社会の信頼を揺るがす事態になっていることは誠に遺憾です。
ついては、これらの法令違反の防止を徹底するため、街頭監査時に確認された違反の多い事項を中心に、事業者が注意すべき事項をとりまとめました。
出庫時には、運行管理者が、別紙を活用した最終確認を必ず行い、法令遵守を確実に履行することにより、輸送の安全確保の徹底に万全を期して下さい。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118207.pdf

◆貸切バスのシートベルトの着用徹底について
当該事故に関連する報道では、この種の貸切バス等では、乗客がシートベルトを着用していないことが多いとの指摘がなされているところであります。
シートベルトの着用は、衝突時の被害を軽減したり、車外放出の危険性を低くする等、死亡事故防止に効果があり、また、道路交通法（昭和35年法律第105号）において全ての座席においてシートベルトを着用させるよう運転者に義務付けられているところでありますが、今般改めて下記事項について周知・徹底を図って下さい。

記

１ 乗客の安全を確保するため、次の事項について徹底すること。

（１）シートベルトを座席に埋没させないなど、シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
（２）別添リーフレットの座席ポケットへの備付け等により乗客へのシートベルトの着用の注意喚起を行うこと
また、貴協会において配布しているステッカーや事業者が各自作成しているステッカーについても、座席に貼付するなど積極的に活用すること
（３）車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すこと
（４）発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認すること
（交替運転者や添乗員の補助を得ることも可）
２ その他、待合室や営業所への備付け、安全キャンペーンでの街頭配布を始め、あらゆる機会を捉え、別添リーフレットを配布すること等により、シートベルト着用の励行を図ること。
３ 乗務員に対し、適正にシートベルトを着用するよう指導すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://www.mlit.go.jp/common/001118205.pdf
「バス乗車の際はシートベルトを締めましょう！！」
→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000052.html

◇◇◇

して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月２９日付けで、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人全国個人タクシー協会及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118204.pdf

◆自家用有償の安全確保の徹底について
自家用有償旅客運送は、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要である運送に限り、自動車運送事業の例外として認められているものです。
このような立法趣旨から、自家用有償旅客運送については、自動車運送事業とは異なる安全上の要件が課されていますが、輸送の安全の確保は、自家用有償旅客運送者においても最大の使命です。
このため、自家用有償旅客運送の安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、管内の自家用有償旅客運送者に対し、安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう、下記事項について周知徹底を図って下さい。

記

１．運行管理体制を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）乗務前の運転者に対する安全運転のための確認を確実に実施すること
（２）運行の安全を確保するための必要な指示を確実に行うこと
２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、運転者に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月２９日付けで、指定都道府県・市区町村の長に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118204.pdf

◇◇◇

【１０.「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置しました】
（配信日：H28.1.29）

平成２８年１月１５日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、徹底的な再発防止策について検討するため、１月２２日、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置し、１月２９日、第１回委員会を開催いたしました。

〔検討事項〕
規制緩和後の貸切バス事業者の大幅な増加と監査要員体制、人口減少・高齢化に伴うバス運転手の不足等の構造的な問題を踏まえつつ、以下の再発防止策について検討する。

〇事業参入の際の安全確保に関するチェックの強化
〇監査の実効性の向上（事業参入後の安全確保についてのチェックの強化）
〇運転者の運転技術のチェックの強化
〇運賃制度の遵守等、旅行業者を含めた安全確保のための対策の強化
〇衝突被害軽減ブレーキ等、ハード面での安全対策の強化　など

※その他、詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000054.html
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000055.html

◇◇◇

防止するための対策の再徹底を図られたい。

記

１．定期健康診断による疾病の把握

定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断または治療させ、その結果（医師からの乗務に係る意見）を把握すること。

２．就業上の措置の決定

上記１における医師からの意見等を勘案し、当該運転者における就業上の措置（業務負担の軽減、業務転換、乗務の継続／中止等の措置）を講じること。
乗務の軽減や転換などの措置を行った場合には、当該運転者に対して、医師等による改善指導又は保健指導を受けさせ、健康状態を継続的に把握すること。

３．乗務前点呼における乗務判断

乗務前の点呼において、事業用自動車の運転者の健康管理マニュアルに定められている判断目安に基づき、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定すること。

４．乗務中の判断・対処

乗務中に、自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等に係る前兆や自覚症状等が現れた場合には、運転者は無理に運転を継続せずに、近くの駐車場やサービスエリア・パーキングエリア等にて休憩を取り、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

また、実際に体調が悪化した場合、または、急を要する脳・心臓疾患の前兆や自覚症状が現れた場合には、即座に運転を中止し、車両を安全な場所に停車させるなどして安全を確保し、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

５．平時からの健康増進

上記４点のほか、運転者の疾病の発症や健康状態の悪化につながる過労等をできるだけ引き起こさないためには、産業医やヘルスケア機器、各種スクリーニング検査等を活用した健康状態の確認と、働く人それぞれの状況に応じたきめ細やかな労務管理に努められたい。

また、運転者が自主的に疾病・過労を申告し、安心して治療し現場復帰できるような社内環境・雇用環境の整備に努められたい。

上記の内容は、平成２８年１月２５日付け、国自安第２４０号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月１５日付け、国自安第２３９号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

体の腐食に係る点検・補修方法等の情報を掲載していますので参考としてください。

〇三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領
http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150401_BusUnderFloorMaintenace.pdf

〇バスのフレームを錆から守る整備術
http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/index.html
http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150223_ForUserBusUnderFloorMaintenace.pdf

◇◇◇

体に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行　国土交通省自動車局安全政策課

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆